

湧別町空き家流通促進事業補助金

放置される空き家の発生抑制、空き家の流通の促進及び有効利用の推進を図るため、空き家等の相続登記及び残置物の処分を支援します。

1. 申請期間

令和6年4月1日(月)から令和7年1月31日(金)まで

※申請は、随時受付し、申請があったものから順に交付決定を行います。

※予算が無くなった時点で申請の受け付けを終了します。

2. 補助の対象となる事業と補助金額

補助の対象になる事業と補助金額は次のとおりです。

(1) 相続登記

空き家の相続開始日以降に不動産登記について、所有権の移転の登記を行い、売買ができる状態にする事業

空き家1戸につき、補助上限額 5万円 (対象経費の2分の1)

※相続登記に必要となる司法書士などへの報酬、手続きに必要な公的書類の取得費用、登記申請時の登録免許税が補助の対象経費となります。

(2) 残置物等処分

建物に附属していない設備や家財道具など空き家に残したままとなっているものを処分して利活用が可能な状態にする事業

空き家1戸につき、補助上限額 10万円 (対象経費の2分の1)

※残置物等の分別・収集・運搬・処分費用、一般家電製品の収集運搬・リサイクル料金
空き家内部の清掃に要する費用

3. 補助の対象となる方

次の要件すべてに該当する方が対象になります。

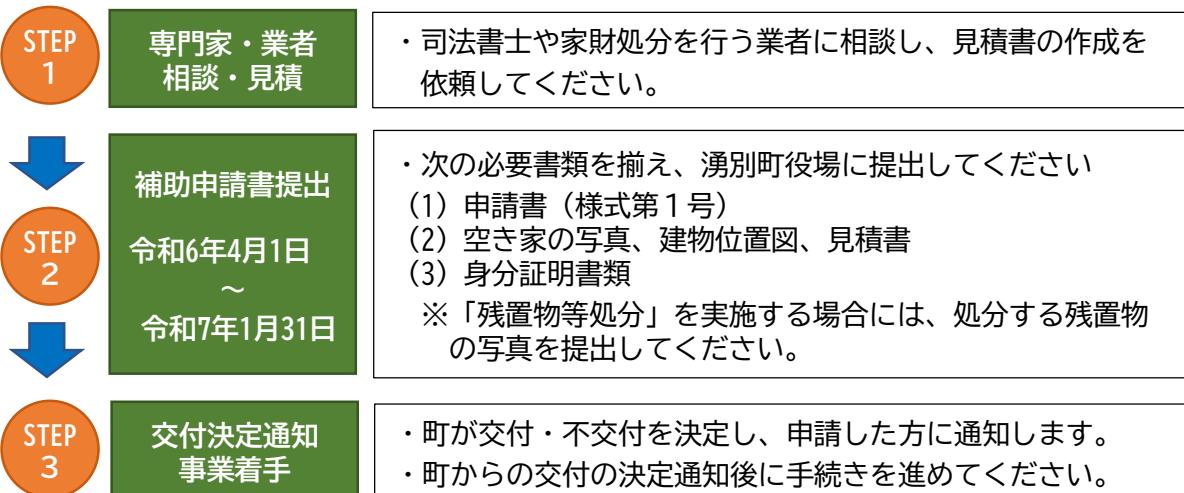
- (1) 空き家を所有している個人（相続しようとする個人）
- (2) 町税や町へ納付する使用料等に滞納がない方
- (3) 町の空き家バンクに空き家を登録しているまたは登録する方
- (4) 暴力団員でない方

4. 補助の対象となる空き家

次の要件すべてに該当する空き家が対象になります。

- (1) 湧別町内に所在している一戸建ての居住用の建物
- (2) 6ヶ月以上使用されない（居住者がいない）状態の空き家

5. 交付申請の流れ



※補助金は、事業完了後（費用の支払い完了後）に実績報告書を提出していただき、町で内容を確認してからの支払いになります。

6. 制度に関するQ & A

Q1 1回の申請で「相続登記」と「残置物等処分」を同時に申請できますか？

A1 1回の申請で2つの事業の申請が可能です。

1戸の空き家で2つの事業を実施するときには、1枚の申請書で申請が可能です。
なお、同じ空き家で行うことができる事業は、それぞれ1回限りです。

Q2 専門家や業者に依頼しない場合でも補助の対象になりますか？

A2 空き家の所有者の方が自ら行う場合も補助金の対象になります。

見積書に代わって、必要な経費の内訳が分かる資料の提出をお願いします。

Q3 補助金を受けるには、空き家バンクに登録しなければなりませんか？

A2 町の空き家バンクに登録することが必要です。

登録は、事業の実施前、実施中、完了後のいずれでも構いません。

Q4 「使用されていない（居住者がいない）状態」とは、どんな状態ですか？

A2 常時、人が住まなくなった状態をいいます。

前所有者の死亡や転居など住民票の異動により、世帯員がいなくなった時点になります。
このほかで、実際には人が住んでいない状態の時には、個別にご相談ください。

Q5 申請前に行った相続手続きや家財の処分は、補助の対象になりますか？

A5 申請前に行ったものは、補助の対象なりません。

また、申請後であっても交付決定の前に行ったものは、補助の対象なりません。

7. 申請書等の提出・お問い合わせ先

湧別町 企画財政課 未来づくりグループ（TEL：01586-2-5862）

〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町公式ホームページ：『湧別町 空き家流通』で検索 ⇒ ⇒



町ホームページに
移動します。